

令和7年度 第2回 富田林市防災会議

日時 令和8年2月20日(金)午前10時00分
場所 富田林消防署 4階会議室(議場)

富田林市 市長公室 危機管理室

2. 案 件

(1) 前回会議からの経過について

(1) 前回会議からの経過について

1. 第1回防災会議の開催

※令和7年10月2日(木)午前10時～開催

(会議内容)

- ・地域防災計画の概要、改訂スケジュール、及び修正方針(案)について説明。
- ・計画(修正素案)に対する意見照会について依頼。

2. 委員の皆様、及び関係各署への意見照会

- ・会議終了後～令和7年10月末まで。 ※283件のご意見をいただきました。

3. 意見の反映～確認依頼～計画(素案)の取りまとめ

- ・事務局で意見の取りまとめ、及び反映後、確認を依頼(～12月上旬)。
- ・12月中旬に計画(素案)を取りまとめ。

4. パブリックコメントの実施

- ・令和8年1月5日(月)～2月6日(金)

2. 案件

(2) パブリックコメントについて

資料2

(2) パブリックコメントについて

<u>1. 募集期間</u>	令和8年1月5日(月)～2月6日(金)
<u>2. 閲覧方法</u>	市の各公共施設の窓口、及びウェブサイトで閲覧
<u>3. 提出方法</u>	はがき、封書、ファクス、Eメール、WEBフォーム ※直接持参も可。
<u>4. 実施結果</u>	意見提出：2通（コメント数：10件） ※ファクス1通、WEBフォーム1通

★「意見」及び「意見に対する考え方」は、資料2参照。

※公表は、3月下旬を予定しています。

2. 案件

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

資料3

資料4

「富田林市地域防災計画(案)」は、

資料3 (フラットファイル) をご覧ください。

(括束資料)

富田林市地域防災計画

- ・「本編(案)」
- ・「南海トラフ地震防災対策推進計画編(案)」

※「資料編」については、事務局で更新作業を進めており、後日共有させていただきます。

今回の改訂にかかる 「修正の概要」は、

資料4 をご覧ください。

※抜粋して説明させていただきます。

富田林市地域防災計画 修正の概要

1. 修正の背景と方針

現行の富田林市地域防災計画について、重点的に見直す事項を把握するとともに、現行計画策定以降に改正された法令等に留意して、修正方針を設定する。

富田林市地域防災計画【現行計画:令和元年度(南海トラフ:令和2年度)】

<国・府・市の動向>

○国の主な動向

- ・近年発生した大規模災害(令和2年以降の各地の大雨、令和6年1月能登半島地震等)による課題対応
- ・災害対策基本法等の改正(令和3年5月、令和5年9月、令和6年4月、令和7年7月)
- ・防災基本計画の修正(令和2年5月、令和3年5月、令和4年6月、令和5年5月、令和6年6月、令和7年7月一部修正)
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更(令和7年7月)
- ・防災に関するガイドラインの策定・改定等

○大阪府の動向

- ・大阪府地域防災計画の修正(令和3年1月、令和4年1月、令和4年12月:基本対策編及び原子力災害対策編、令和5年3月、令和6年4月に関連資料集、令和7年3月:基本対策編及び原子力災害対策編修正)
- ・第6次地震防災緊急事業5箇年計画の変更(令和7年3月一部変更)
- ・新・大阪府地震防災アクションプランの修正(令和7年3月一部修正)
- ・大阪府水防計画の変更(令和7年度)等

○富田林市の動向

- ・富田林市国土強靱化地域計画の策定(令和3年3月)
- ・富田林市避難所運営マニュアルの改訂(令和3年3月)
- ・富田林市業務継続計画の改訂(令和5年3月)
- ・富田林市災害時受援計画の策定(令和6年3月)
- ・本市を取り巻く社会情勢の変化、組織機構・防災対策の変更等

令和7年度 富田林市地域防災計画 修正方針

- ① 近年の関連法令・計画等の改正状況との整合(災害対策基本法、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、防災関連ガイドライン等)
- ② 大阪府地域防災計画(過年度修正内容等)との整合
- ③ 近年の大規模災害(令和6年能登半島地震等)の教訓等の反映
- ④ 富田林市の上位関連計画、最新の組織体制、事務分掌との整合
- ⑤ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・府協議・パブリックコメントの意見の反映

3. 主な修正内容

主な修正内容(下線部)を以下に示す。

※番号は、2ページの「富田林市地域防災計画の主な修正事項」の(1)～(14)に該当します。

P3から
説明します。

【1 総則】

番号	章・節・第	頁	修正内容
(1)	第1章 総則 第2節 防災の基本的 考え方	総-2	<p>●「3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」において、防災基本計画、府計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>(1) 市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。<u>また、公共的団体又は民間団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針の位置付け等による災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図る。さらに、地区防災計画の位置付けなどによる市と地域住民等との連携強化を図る。</u></p>
(8)	第1章 総則 第2節 防災の基本的 考え方	総-2	<p>●「3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」において、防災基本計画、府計画を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>(2) 男女共同参画等の多様な視点を取り入れる。 災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されがたいことなどが指摘されている。(以下省略)</p> <p>(3) 救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、<u>要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮するほか、年齢や性別、国籍、障がいの有無といった被災者の事情から生じるニーズへの配慮等、多様なニーズに適切に対応できるよう努める。</u></p>
(2)	第1章 総則 第2節 防災の基本的 考え方	総-2	<p>●府計画を踏まえて、「4 その他防災の推進」を追加し、以下を記載した。</p> <p>(1) <u>計画的に災害対策を進めていくためには、継続的にPDCAサイクルを適用し、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていく。</u></p>

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

3. 主な修正内容(抜粋)①

頁	章・節・第	修正内容
総-2	第1章 総則 第2節 防災の基本的考え方	<p>「3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>公共的団体、民間団体、事業者、地域住民等との連携体制の構築や連携強化</u>」を追記。 「<u>男女共同参画等の多様な視点の取り入れ。</u>」「<u>要配慮者、女性や子育て家庭のほか、年齢や性別、国籍、障がいの有無から生じるニーズへの配慮等、多様なニーズに適切に対応できるように努める。</u>」を追記。
予-30	第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第2 動員体制の整備	<p>動員職員の参集等に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</u>」に、「<u>災害応急対策業務及び別に定める計画(市南海トラフ地震臨時情報への対応)を踏まえ、必要な配備体制をとる。</u>」ことについて追記。
予-44 45	第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備 第1 消火・救助・救急体制の充実	<p>消防団の役割等について次の通り追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>消防団が地域に密着した活動を行うことができるよう、訓練等を通じて、地域の自主防災組織との連携強化に努める。</u>」

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

3. 主な修正内容(抜粋)②

頁	章・節・第	修正内容
予-46	第1章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備 第1 災害医療の基本的考え方	<p>「1 現地医療活動」において、適切な医療救護が実施できるよう、「救護所及び現地医療活動の分類」を次の3種類に整理。</p> <p><u>ア 応急救護所での現場救急活動</u> ➡災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所</p> <p><u>イ 拠点救護所での医療救護活動</u> ➡災害発生直後から中期間、あらかじめ指定した避難所(5か所)に設置する救護所</p> <p><u>ウ 医療救護所での臨時診療活動</u> ➡災害発生直後から中長期間にわたって、避難所、若しくはその他の場所に設置される救護所</p>
予-57	第1章 防災体制の整備 第6節 避難受け入れ体制の整備 第3 指定避難所の指定、整備	<p>「1 指定避難所の指定」(4)において、避難所環境向上の視点から、次の事項を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>「貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等、要配慮者にも配慮した整備に努める。」</u> • <u>「男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの利用計画を作成するよう努める。」</u>

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

3. 主な修正内容(抜粋)③

頁	章・節・第	修正内容
予-65	第1章 防災体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備 第2 食料・生活必需品の確保	前文に、 ・「 <u>備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子ども等の多様なニーズに配慮する。</u> 」を追記。
予-66	同上	「(2) その他の物資の確保」において、 ・「 <u>炊出しセット</u> 」「 <u>投光器、ランタン</u> 」「 <u>口腔ケアセット</u> 」等を追加。
予-77	第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者の安全確保 第2 避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画の作成	個別避難計画の作成が市の努力義務となったことにともない、 ・「 <u>4 個別避難計画の整備</u> 」として、 <u>計画作成に関する基本的な事項</u> を追記。
予-89	第2章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚	前文に、 ・「被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、 <u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> 」を追記。
予-93	第2章 地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備	前文を次のとおり修正。 ・「 <u>消防団や自主防災組織、防災士、ボランティア団体等の多様な主体との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。</u> 」

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

3. 主な修正内容(抜粋)④

頁	章・節・第	修正内容
予-96 97	第2章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備	前文、及び「 <u>5 情報共有会議の整備・強化</u> 」に、 <ul style="list-style-type: none"> 「<u>市・府・NPO・ボランティア等の連携による、平時の情報共有、研修・訓練、災害時の体制整備等の推進</u>」に関することを追記。
応-197 198	第3章 消火、救助、救急、医療救護 第2節 医療救護活動 第1 医療救護活動	「 <u>2 現地医療救護活動</u> 」に、予-46で整理した「 <u>災害医療の基本的考え方</u> 」を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> 「<u>具体的な現地医療救護活動</u>」について記載。
応-204 205	第4章 避難行動 第1節 避難誘導 第1 避難情報の発令及び避難の誘導	避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> 「<u>避難情報の区分・名称変更(緊急安全確保の運用、避難指示の一本化等)</u>」について修正。
応-214	第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等 第1 指定避難所の開設・運営等	「 <u>3 指定避難所等の管理、運営の留意点</u> 」において、 <ul style="list-style-type: none"> 「<u>役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u>」 「<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>」

(3) 富田林市地域防災計画の改訂について

3. 主な修正内容(抜粋)⑤

頁	章・節・第	修正内容
応-214 216	第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等 第1 指定避難所の開設・運営等	<p>「3 指定避難所等の管理、運営の留意点」において、</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等を把握し、必要な措置を実施する。</u>」・「<u>(7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド(段ボールベット等)を設置。</u>」・「<u>(10) 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。</u>」・「<u>(14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等を安心して使用できる場所に設置。照明の増設。注意喚起のためのポスター掲示等、安全配慮に努める。</u> また、<u>警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓情報の提供を行うよう努める。</u>」を追記。
応-262	第7章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給 第3 食料の供給	<p>「4 炊き出しの実施」の「(2) 炊き出しの場所」において、</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>キッチンカーやキッチンコンテナ等を活用した食事提供についても考慮する</u>」を追記。
応-274	第7章 被災者の生活支援 第7節 自発的支援の受け入れ 第1 自発的支援の受け入れ	<p>「1 ボランティアの受け入れ」において、</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる、市と市社会福祉協議会との連携や、センターでの活動内容</u>」について、再整理。